

家庭児童相談室の取り組みについて（実績及び今年度予定）

1. 家庭児童相談室の体制（令和5年4月1日時点）

| | | |
|-----------|----------------|--------------|
| 職員数 | ： 55名（在籍） | ※育児休暇職員3名を含む |
| （内訳） 常勤職員 | ： | |
| | 所長（保健師） | 1名 |
| | 社会福祉士 | 14名 |
| | 保健師 | 7名 |
| | 教員 | 1名 |
| | 心理士 | 10名 |
| | 事務 | 8名 |
| 会計年度任用職員 | ： | |
| | 家庭児童相談スーパーバイザー | 3名 |
| | 家庭相談員 | 8名 |
| | 事務員 | 3名 |

令和8年4月船橋市児童相談所の開設に向け、現在職員体制の構築と育成に努めているところであり、今年度は職員数が大幅増員となる。また、児童虐待をはじめ育児不安や特定妊婦、養育上の問題などを含む通告件数も増加していることから、児童相談所での所長等の経験がある家庭児童相談スーパーバイザー3名体制を継続し、指導・助言等により職員の専門性の向上に努めている。

また、所内研修や外部研修会等に積極的に受講する機会を設け、基本的なスキルの習得・向上を図るだけでなく、より実践的なスキルを身に着けることが出来るよう努めている。

2. 要対協の取り組み及び活動実績

児童福祉法第25条の2第1項において地方公共団体は、要保護児童若しくは要支援児童（要支援児童等）及びその保護者又は特定妊婦の適切な支援を図るため、「要保護児童対策地域協議会」を置くように努めなければならないとされている。

船橋市では子どもの虐待と関連の深いDV対策も含め、平成19年4月に「船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会」を設置。家庭児童相談室は本協議会の調整機関として、行政だけではなく地域の様々な関係機関、関係者と連携して、虐待をはじめとする支援対象児童等に対する適切な支援を図ることができるよう、協議会は代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議、居住実態不明児童等対応検討協議会からなり、その目的により会議を開催している。

（1）代表者会議

代表者会議は、実務者会議を円滑に運営するための環境整備を目的として、次の3つに掲げる事項について協議を行う。

- ① 支援対象児童等の支援に関するシステム全体の検討に関すること
- ② 実務者会議からの活動状況の報告と評価に関すること

③ その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項の検討に関すること

「令和4年度」要保護児童及びDV対策地域協議会の在り方や活動を評価していただく貴重な協議の場であることから、対面による開催が望ましいと判断し、新型コロナウイルス感染状況も考慮したうえで7月に開催した。会議では、船橋市児童相談所整備状況やコロナ下での状況報告のほか、市民が欲する支援等の情報などにタイムリーにつながるための連携などについても話し合われた。

(2) 実務者会議

実務者会議は、次の4つに掲げる事項について協議を行う。

- ① 支援対象児童等に関する定期的な状況把握、主担当機関の確認、支援方針の見直し等に関すること
- ② 各種支援に関する情報の交換に関すること
- ③ 個別ケース検討会議における課題対応等の検討に関すること
- ④ 代表者会議への活動状況の報告に関すること

「令和4年度」毎月1回開催し、延べ2,625世帯、4,622人の対象件数を報告した。

(3) 個別ケース検討会議

個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等について、具体的な支援内容等を検討するため、支援する関係機関等から要請を受けて調整機関が構成員を招集し、適時開催するもので、次の4つに掲げる事項について協議を行う。

- ① 個別の支援対象児童等の状況把握及び問題点や緊急度等の確認に関すること
- ② 個別の支援対象児童等の支援経過の報告及びその評価に関すること
- ③ 個別の支援対象児童等の支援方針や役割分担（主担当機関や支援機関等）の決定及びその認識の共有に関すること
- ④ 個別の支援対象児童等の支援スケジュール（支援計画）の検討に関すること

「令和4年度」延べ219件開催。

(4) 居住実態不明児童等対応検討会議

居住実態不明児童等対応検討会議は、関係機関等における情報共有と連携した対応により、居住実態が把握できない児童の安全を、速やかに確認することができるよう調整機関（家庭児童相談室）において構成員を招集し開催するもので、次の3つに掲げる児童について協議を行う。

- ① 居住実態が把握できない児童の状況把握、問題点等の確認に関すること
- ② 居住実態が把握できない児童の今後の調査等に関すること
- ③ 居住実態が把握できない児童の安全確認にかかる関係機関の役割分担に関すること

《令和4年度》 令和3年度まで対面で年4回開催していたが、会議の運営方法等を年度途中で変更した。年4回各所属で可能な限り初期調査を実施したうえで対象児童リストを集約、国内・外の可能性を疑い東京入国管理局への照会や要対協の枠組みを活用した調査などを実施。そのうえで居住実態がつかめない児童についてのみ招集し会議を開催することで調査の効率化を図った。

令和4年度は2回対面開催し、計37名の児童について調査をしたが、居住実態が把握できない児童はいなかった。

3. 関係機関との連携

関係機関との連携強化により児童虐待の早期発見、早期対応、発生防止を効果的に実施する。

なお、「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底、強化について」（平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）を受け、関係機関に対し情報提供等の協力依頼を行っている。

（1）保育園・幼稚園・小中学校等との連携

平成23年度から、保育園、幼稚園、小・中学校などの協力を得て、児童虐待ケースについて毎月1回書面で情報提供を受けている。

また、平成24年度より家庭児童相談室に教員職1名を配置し、令和4年度は特に連携が必要と思われる小・中学校等への訪問のほか、千葉県教育研究会船橋支会、校長会等にも参加するなどし、要保護・要支援児童の早期発見に繋げるための虐待の通告について協力を依頼するなどの連携の強化を図っている。

令和5年度においても、引き続き情報提供や支援等の協力を依頼し連携強化を図る。

（2）主任児童委員との連携

平成23年度から主任児童委員の定例代表者会議に出席し、要保護児童等の早期発見や情報交換、ケースに関する情報共有等を行っている。

令和5年度についても、年4回行われる同会議に出席して連携を図る。

（3）母子保健・子育て支援部門等との連携

平成24年度から地域保健課において集合型研修会を行い、児童虐待への理解を深め通告のタイミング等について伝え、切れ目なく連携できる体制の整備に努めてきた。

令和元年度からは児童虐待に関する啓発や連携強化を図るため、放課後ルームや地域子育て支援課及び子育て支援センターの職員、さらに、子育て支援部等の庁内窓口部門の新規採用職員や異動者等を対象に、児童虐待対応状況や通告方法等、児童虐待への理解を深めるための研修を実施。

また令和3・4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、児童虐待に関する啓発や連携強化、対面による研修等を実施できなかったが、地域保健課や、こども発達相談センター、子育て支援センターと、コロナ禍での業務についての情報交換を行った。

令和5年度についても、引き続き関係機関との連携強化に努める。

4. 児童虐待予防の取り組み

(1) 養育支援訪問事業

子育てに不安を抱える家庭等、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、養育支援訪問員を派遣し、養育に関する専門的相談支援や家事等援助を行い、虐待の防止を図る。

専門的相談支援については千葉県助産師会船橋地区部会所属の助産師に委嘱、家事等援助については、公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施している。

《令和4年度》60家庭に対し養育支援訪問員を延904回派遣。

(内訳) 専門的相談支援：35家庭に402回、家事等援助：25家庭に502回

《令和5年度》支援や援助が必要と判断した家庭に対し専門的相談支援又は家事等援助を引き続き行うことで、虐待の防止を図る。

(2) 暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を学ぶグループワーク (子育てのヒントを学ぼう)

親支援のためのグループワーク事業で、親自身のストレスマネジメントや、効果的なしつけ方を学ぶことによって、子どもとの関係改善に繋げ、虐待の予防や回復につなげる事を目的に平成23年度より広報等で公募し実施している。

《令和4年度》市民への周知の機会を増やし、グループワークへの参加を呼び込むことを目的に6月にダイジェスト版を1回開催し12名が参加した。

また、1コース3回の、7月から8月、11月から12月の計2コースを開催。

7月のコースは延べ5名、11月のコースは延べ15名参加した。

《令和5年度》昨年度同様6月にダイジェスト版を、1コース3回の2コース(9月から10月、1月から2月)を公募、開催予定。

(3) まちづくり出前講座 及び 研修等

まちづくり出前講座は、市民の学習活動に役立ててもらうために市の事業や施策などについて説明する社会教育課の事業で、家庭児童相談室でも児童虐待の理解と予防に重点を置き、平成24年度より市民からの要望に応じ、随時開催している。また、研修等の依頼があった場合にも随時対応している。

《令和4年度》まちづくり出前講座は5件の申請を受け、延87名が受講。講座の内容については依頼者側と相談の上、出来るだけ意向に沿うよう対応をしている。

また、出前講座とは別に2件の研修依頼があり、放課後ルーム支援員研修として「子どもを取り巻く現状と望ましい関わり方について」約100名、船橋市立医療センター研修として「児童虐待対応における家庭児童相談室の役割」約50名が受講した。

出前講座、研修共にわかりやすいとの評価をいただいた。

《令和5年度》昨年度同様依頼に応じて対応する。

5. 啓発活動

(1) 児童を対象とした相談啓発活動

○ 児童相談啓発カード 及び 児童相談啓発ポスター

《令和4年度》

児童虐待の早期発見・早期対応のため、児童本人からの相談を促すことを目的とした、フリーダイヤルの番号を記載した児童相談啓発カードを作成し、市立小学校55校、市立中学校26校、特別支援学校及び私立小・中学校6校の、小学4年生から中学3年生に対し、夏休み前に配布した。

また、市内小・中学校及び関係機関に児童相談啓発ポスターを配布し、掲示を依頼した。

《令和5年度》

昨年度と目的を同じくし児童相談啓発カードを作成。市内小学4年生から中学3年生の児童生徒に夏休み前に配布した。

また、児童の利用が多い児童ホームや放課後ルームを含む公共機関に児童相談啓発ポスターを配布し、掲示を依頼した。

(啓発カード おもて)



(啓発カード うら)



(啓発ポスター)



(2) 児童虐待防止啓発活動

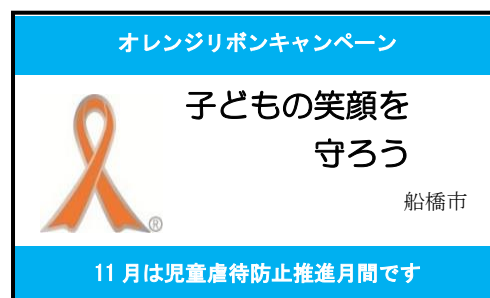
○ 児童虐待防止啓発ポスター・マグネット等

《令和4年度》

児童虐待防止推進月間である11月にあわせ児童虐待防止啓発ポスターを3,500枚作成し船橋市医師会・歯科医師会をはじめ町会・自治会、関係機関等に配布、周知を依頼した。



11月の1か月間、公用車約70台及び市内のタクシー約400台（千葉県タクシー協会京葉支部へ協力依頼）の車体に、月間啓発マグネットを装着し、広く市民に周知、啓発を行った。



《令和5年度》

児童虐待防止推進月間である11月にあわせ関係機関等に協力依頼し、広く市民に周知・啓発する予定。

○ 児童虐待防止推進イベント等

《令和4年度》

児童虐待防止推進月間である11月に、市役所本庁舎美術コーナー及び保健福祉センターのロビーで、児童虐待防止啓発に関するポスター掲示等を行った。

また、同時期に教員と医療センターを除くすべての市の常勤職員を対象に、児童虐待未然防止等基本研修（eラーニング）を実施し、児童虐待防止に関する市職員への啓発及び知識向上に努めた。

《令和5年度》

今年度も、4年度同様の取り組みを実施する。なお、昨年度市職員に対し実施した児童虐待未然防止等基本研修（eラーニング）はとても解りやすいと評判が良かったため、さらなる児童虐待防止に関する市職員への啓発及び知識向上につながるよう、児童虐待防止月間に合わせて11月に実施する予定。